

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 26 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 23 年 7 月 26 日（火）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査
教科書採択に関する請願書 1 件、要望書 48 件（6/28～7/11 受理）
- 4 審議案件
教委第 35 号議案 横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について
教委第 36 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
教委第 37 号議案 教職員の人事について
教委第 38 号議案 教職員の人事について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は、報道機関から撮影許可と録音の申し出が出されております。撮影については、会議開始前のみ撮影を認めることとし、録音について認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、会議開始前のみ撮影を認め、録音は認めることとします。報道機関の方は、撮影をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、会議を始めます。

初めに、会議録の承認を行います。前回7月12日の会議録署名者は中里委員と奥山委員です。会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

では、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

それでは、一般報告を行います。市会の関係については、特段この間ございませんでした。

2 市教委関係

○ 7/14 平成23年度 第2回全体校長会議

それと、7月14日に今年度の第2回の全体校長会議を教文ホールで開いてございます。

3 その他

それから、その他でございますけれども、7月24日日曜日に、来春4月に開校いたします、現在の南高等学校に附属設置されます中学校の学校説明会がございまして、2500人からの多くの方が説明会に保護者とお子さんがみえたわけですが、一度には当然関内ホールには入り切れませんから、3回に分けて説明会を開いて、開校前に非常に盛況な説明会を開いたと考えております。この説明会は、28、29、30日と、今週3日間また開かれます。また大勢の方がお見えになりますので、ぜひ良い学校にしていきたいと思っております。以上でございます。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、8月4日、木曜日の午前10時から開催することとします。

それでは、審議に移ります。教委第35号議案「横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正」について、所管課から説明をお願いします。

伊奈施設部長

おはようございます。施設部長伊奈でございます。お手元の教委第35号議案についてご説明させていただきます。本件につきましては、横浜市立鶴見小学校の学校規模の適正化並びに通学区域及び自治会区域の一致、並びに横浜市立六つ川西小学校の通学区域及び自治会区域の一致を図るため、横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正したいので、提案する次第でございます。詳細につきましては、課長からご説明申し上げます。

上田学校計画課長

学校計画課長の上田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料の6ページをご覧ください。今回、鶴見区と戸塚区の通学区域の変更ということで、改正概要を表のとおり記載させていただきました。

まず、鶴見区ですが、改正区域は、表の左側、鶴見区鶴見中央五丁目のご覧の区域になります。通学指定校ですが、現行鶴見小学校のところを、改正後は生麦小学校と考えております。また、中学校につきましては、現行鶴見中学校のところを、改正後は生麦中学校と考えております。改正事由ですが、表の右側のとおり、小学校の学校規模の適正化を図るため、また、小学校と中学校の通学区域を一致させるためとしております。

次に、戸塚区ですが、改正区域につきましては、表の左側、戸塚区平戸町以下、ご覧の区域になります。通学指定校ですが、現行は南区の六つ川西小学校のところを、改正後は戸塚区の平戸台小学校と考えております。中学校につきましては、改正後も平戸中学校と考えております。改正事由につきましては、小学校と中学校の通学区域と自治会区域を一致させるためとしています。

施行規則の期日等ですが、鶴見区の学区変更につきましては、平成24年4月1日からと考えております。対象となるのは、24年4月1日以降に転入の児童生徒、また、平成24年4月に入学する新小学校1年生、中学校1年生から適用するということで、在校生については特に変更はございません。また、戸塚区の学区変更については、平成23年8月15日からということで、23年8月15日以降転入の児童、そして、24年4月に入学する新小学校1年生から適用ということで考えております。在校生については同様に変更はございません。

資料の8ページをご覧ください。こちらは、鶴見区の通学区域の変更の地図ということで、上の地図が変更前、下が変更後になります。上の変更前の地図をご覧ください。薄いピンク色の線が引いてある区域が、今回の見直しの対象区域になります。また、赤い線は小学校の通学区域線、青い点線は中学校の通学区域線になります。ご覧のように、対象区域につきましては、鶴見小学校の学区、鶴見中学校の学区になります。変更後は、下の地図のとおり、対象区域については生麦小学校の学区、生麦中学校の学区となります。これに伴いまして、鶴見小学校は今、児童数が増えておりますけれども、将来的に学級数が増えて教室が不足することを、この学区の変更によって解消することを考えております。

それではお手元の資料の10ページをご覧ください。こちらは、戸塚区の通学区

域の変更前と変更後の地図になります。上の変更前の地図ですが、緑色の枠で囲まれた部分が、今回見直しの対象区域となります。ご覧のように、赤い線が小学校の学区線、青色が中学校の学区線、そして黒い点線が、これは南区と戸塚区の行政区境になります。ご覧のように緑色の線で覆われた部分は、小学校と中学校の学区線が一致していないということになります。また、あわせて行政区を越えているような形で設定されています。これが変更後になりますと、ご覧のように小学校と中学校の学区線は一致しまして、対象区域につきましては、指定校は戸塚区の平戸台小学校と平戸中学校になります。このような形で、学区と自治会の境界を合わせることによって、学区を変更させていただければということと考えています。説明につきましては以上です。

よろしく願いいたします。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらどうぞ。

小濱委員 鶴見小学校と生麦小学校区の変更の件ですが、このピンクの部分は、現在、対象の児童生徒は、何人ぐらいいるのでしょうか。

上田学校計画課長 大体各学年 10 数人程度になります。

小濱委員 戸塚のほうはいかがですか。

上田学校計画課長 戸塚のほうは、ご覧のように狭いエリアですので、住んでいる子どもの数はかなり少なくなっております。本当に数人程度ということで、未就学児が全体で7人程度しかいませんので、ほとんど学区変更しても学級数等にはほとんど影響がないです。

今田委員長 それでは、本件についてご質問等なければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。ご苦労さまでした。
次に、36号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正」について、所管課から説明をお願いします。

小野職員課長 職員課長小野です。よろしく願いいたします。それでは、教育委員会の教委第36号議案について説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。提案理由がありますけれども、財団法人横浜市ふるさと歴史財団の公益財団法人への移行に伴い、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案するものでございます。

3ページにその内容が出ておりますけれども、少しわかりにくいので、4ページをお開きください。新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正案ということになります。事務分掌規則第2条の部分になりますけれども、生涯学習文化財課文化財係の第4号「財団法人横浜市ふるさと歴史財団に関すること」が、右側改正案になりますと「公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団に関すること」になります。

公益法人にした理由ですが、平成20年に公益法人制度改革がございまして、20年12月1日以降施行されまして、それから5年間の移行期間の中で、公益財団法人または一般財団法人のいずれへの移行申請を行わなかった場合には、現行の財団法人は解散するということが定められました。今回ふるさと歴史財団につきましては、公益法人の申請を行ったものでございます。

また、公益法人の認定を受けることによりまして、どのようなメリットがあるかという部分ですが、公益財団法人という名称を独占的に使用できる、社会的信頼性の向上につながる、それから寄附金の税制の優遇、それから公益目的事業に対する非課税措置が受けられるというメリットがございまして、移行申請を行ったものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

今田委員長 所管課から説明が終了しました。ご質問等がございましたらどうぞ。寄附はどれぐらい今ありますか。現実的に。

鈴木生涯学習
担当部長 年間50～60万です。

野木委員 公益財団法人と一般財団法人、どのような違いがあるのでしょうか。

鈴木生涯学習
担当部長 公益財団法人と一般財団法人の違いでございませけれども、公益の事業を行うのが公益財団法人でございまして、一般財団法人は必ずしも公益事業は行わなくていい。非営利であることに関しては同じですが、片方は公益の事業を必ずしなければならない、片方は公益でなくてもいい、そういうことになります。

今田委員長 よろしいですか。それでは、他にご質問がなければ、本件については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認いたします。
以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。よろしいですか。
特にご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長 これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします

[閉会時刻：午前11時10分]